

令和3年第2回四万十町議会定例会

議案説明資料

令和3年6月9日開会

四 万 十 町

目次

議案番号	付議事件名	ページ
報告第 7 号	令和 2 年度四万十町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	1
諮問第 1 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	2
諮問第 2 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	3
同意第 7 号	農業委員会委員の任命について	4
同意第 8 号	農業委員会委員の任命について	4
同意第 9 号	農業委員会委員の任命について	5
同意第 1 0 号	農業委員会委員の任命について	5
同意第 1 1 号	農業委員会委員の任命について	6
同意第 1 2 号	農業委員会委員の任命について	6
同意第 1 3 号	農業委員会委員の任命について	7
同意第 1 4 号	農業委員会委員の任命について	7
同意第 1 5 号	農業委員会委員の任命について	8
同意第 1 6 号	農業委員会委員の任命について	8
同意第 1 7 号	農業委員会委員の任命について	9
同意第 1 8 号	農業委員会委員の任命について	9
同意第 1 9 号	農業委員会委員の任命について	10
同意第 2 0 号	農業委員会委員の任命について	10
同意第 2 1 号	農業委員会委員の任命について	11
同意第 2 2 号	農業委員会委員の任命について	11
同意第 2 3 号	農業委員会委員の任命について	12
同意第 2 4 号	農業委員会委員の任命について	12
同意第 2 5 号	農業委員会委員の任命について	13
議案第 7 7 号	塵芥収集車の売買契約の締結について	15
議案第 7 8 号	マイクロバスの売買契約の締結について	17
議案第 7 9 号	町道路線の認定について	19

目次

議案番号	付議事件名	ページ
議案第 8 0 号	四万十町手数料条例の一部を改正する条例について	20
議案第 8 1 号	四万十町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について	22
議案第 8 2 号	四万十町集会所等条例の一部を改正する条例について	26
議案第 8 3 号	四万十町お試し滞在施設条例の一部を改正する条例について	30
議案第 8 4 号	四万十町家地川地域活性化拠点施設に係る指定管理者の指定について	35
議案第 8 5 号	令和 3 年度四万十町一般会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 8 6 号	令和 3 年度四万十町特別養護老人ホーム四万十荘特別会計補正予算（第 1 号）	別冊

■報告第7号 令和2年度四万十町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

【要旨】

令和2年度予算において承認のあった一般会計繰越明許費について、令和3年度へ繰り越す額が確定したため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により明許繰越額及び財源内訳等を報告するものです。

【内容】

主な事業として、令和2年度国の補正予算関連事業をはじめ、新型コロナウイルス対応関連事業、町道改良事業、音声告知放送システム再構築事業、災害復旧事業など、計41件・総額18億3,873万1千円の繰越額となっています。（令和2年度四万十町一般会計繰越明許費繰越計算書のとおり）

款	翌年度繰越額	うち国補正 予算関連分	うち新型コロナウイルス 対応分（※）
2. 総務費	2億4,462万5千円	1億7,147万7千円	2,343万9千円
3. 民生費	2,481万2千円	2,481万2千円	2,481万2千円
4. 衛生費	703万1千円	703万1千円	703万1千円
6. 農林水産業費	2億8,338万9千円	2,007万5千円	
7. 商工費	2,048万6千円	289万1千円	417万円
8. 土木費	5億809万2千円		
9. 消防費	5億774万4千円	7,974万4千円	7,974万4千円
10. 教育費	1,039万1千円	880万円	880万円
11. 災害復旧費	2億3,216万1千円		
計	18億3,873万1千円	3億1,483万円	1億4,799万6千円

※新型コロナウイルス対応分は国補正予算関連分と重複があります。

【根拠法令】

地方自治法施行令（抜粋）

（繰越明許費）

第146条 地方自治法第213条の規定により翌年度に繰り越して使用しようとする歳出予算の経費については、当該経費に係る歳出に充てるために必要な金額を当該年度から翌年度に繰り越さなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調製し、次の会議においてこれを議会に報告しなければならない。

3 繰越計算書の様式は、総務省令で定める様式を基準としなければならない。

■諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

【要旨】

人権擁護委員宮崎由美子氏が辞任されることに伴う後任の候補者として、吉村和子氏を推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものです。

【推薦をする者の氏名等】

住 所	四万十町小向
氏 名	吉村 和子 （よしむら かずこ）
生年月日	（60 歳）
推薦理由	吉村氏は、昭和62年から令和3年3月末に退職されるまでの33年間、公立学校で教職に携わり、在職中は教科指導をはじめ学校教育全体の中で人権問題を取り上げ、継続的に実践してこられました。 これまでの経験を生かし、人権擁護委員として使命を果たすことができる最適任者であると考えています。

【根拠法令】

人権擁護委員法（抜粋）

（委員の使命）

第2条 人権擁護委員は、国民の基本的人権が侵犯されることのないように監視し、若し、これが侵犯された場合には、その救済のため、すみやかに適切な処置を採るとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めることをもってその使命とする。

（委員の推薦及び委嘱）

第6条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。

2 （略）

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

4～8 （略）

■諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

【要旨】

人権擁護委員芝瑞穂氏の任期が令和3年9月30日をもって満了することに伴い、後任の候補者として山中弘子氏を推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものです。

【推薦をする者の氏名等】

住 所	四万十町大井川 [REDACTED]
氏 名	山中 弘子 （やまなか ひろこ）
生年月日	[REDACTED] （60 歳）
推薦理由	山中氏は、昭和60年からの3年間を十和児童館の児童厚生員として地域の子ども会活動に、平成元年から平成27年までの27年間で自治体職員として保育及び行政事務に携わり、人権教育に深く関わってこられました。 これまでの活動経験から、人権教育や啓発活動に対する高い見識をお持ちであり、人権擁護委員として使命を果たすことができる最適任者であると考えています。

【根拠法令】

人権擁護委員法（抜粋）

（委員の使命） 第2条 人権擁護委員は、国民の基本的人権が侵犯されることのないように監視し、若し、これが侵犯された場合には、その救済のため、すみやかに適切な処置を採るとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めることをもってその使命とする。 （委員の推薦及び委嘱） 第6条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。 2 （略） 3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。 4～8 （略）
--

■同意第7～25号 農業委員会委員の任命について

【要旨】

四万十町農業委員会委員の任期が令和3年8月31日をもって満了することに伴い、新たな委員19人を任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものです。

【選任しようとする者】

同意第7号

氏 名	武内 道則 （たけうち みちのり）
住 所	四万十町小野
生 年 月 日	（53 歳）
任 命 理 由	米ナス、水稻を中心に農業経営に取り組んでいる認定農業者である。 地域の農地保全、有効活用に努め中山間農業の振興にも自身の経験を生かし積極的な取組を行っている。
〔主な経歴〕 平成21年4月 就農 平成27年3月 認定農業者 平成30年9月 四万十町農業委員 令和3年3月 高知県農協十和支所 米ナス部会長	

同意第8号

氏 名	土居 稔 （どい みのる）
住 所	四万十町里川
生 年 月 日	（64 歳）
任 命 理 由	退職を機に地元に戻り農業に専念している。地域の数少ない担い手として耕作放棄地を再生し、露地野菜を栽培、販売もしている。自治会の役員もしており地域の貢献度も高い。
〔主な経歴〕 平成29年4月 就農 平成29年12月 里川地区 区長代理 平成30年1月 JA 高知県幡多地区十和支所運営委員 令和2年4月 四万十町十和地区鳥獣対策協議会委員	

同意第9号

氏 名	浜田 大彰 (はまだ ひろあき)
住 所	四万十町影野
生 年 月 日	(43 歳)
任 命 理 由	株式会社サンビレッジ四万十で農業に従事しており、農業知識や地域情勢に詳しく、消防団活動や地域行事のリーダーとしての実績がある。認定農業者である法人、一般社団法人四万十農産の業務執行役員である。
〔主な経歴〕 平成 24 年 4 月 株式会社 サンビレッジ四万十入社 就農 平成 29 年 4 月 一般社団法人 四万十農産理事 平成 30 年 9 月 四万十町農業委員	

同意第10号

氏 名	掛水 誠幸 (かけみず せいこう)
住 所	四万十町宮内
生 年 月 日	(65 歳)
任 命 理 由	退職後農業に専念し、サトイモ、ピーマン、水稻を耕作する認定農業者である。 JA 高知県四万十支所のサトイモ部会長兼営農アドバイザーとして新規栽培者の指導に当たっている。
〔主な経歴〕 平成 20 年 4 月 就農 平成 23 年 5 月 窪川地区改良区総代 平成 24 年 6 月 四万十農業協同組合理事 平成 25 年 2 月 認定農業者 平成 25 年 2 月 エコファーマー認定 平成 30 年 9 月 四万十町農業委員	

同意第 11 号

氏 名	梶原 美智 (かじはら みち)
住 所	四万十町大正大奈路
生 年 月 日	(57 歳)
任 命 理 由	水稻、ナバナを中心に耕作を行っている。平成 30 年から農地利用最適化推進委員となり、女性委員として積極的な活動に取り組んでいる。 地域でもさまざまな役員を務めており地元に貢献している。
〔主な経歴〕 平成 23 年 JA はた女性部フレッシュミズ副部長 平成 25 年 大正あぐり役員（農産物加工、販売団体） 平成 27 年 大奈路集落活動センター設置検討委員会委員 平成 30 年 9 月 四万十町農地利用最適化推進委員	

同意第 12 号

氏 名	下元 弘章 (しももと ひろゆき)
住 所	四万十町榊山町
生 年 月 日	(71 歳)
任 命 理 由	行政書士の資格を有し、農業委員となってから農業についても常に勉強をしている。農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない中立委員となる。
〔主な経歴〕 平成 22 年 11 月 行政書士事務所（自営） 平成 30 年 9 月 四万十町農業委員	

同意第 13 号

氏 名	小野 重明 (おの しげあき)
住 所	四万十町南川口 [REDACTED]
生 年 月 日	[REDACTED] (70 歳)
任 命 理 由	長年農業に従事し、ハウスミョウガを中心とした農業経営に取り組んでいる認定農業者である。 平成 18 年から農業委員を務め、四万十町の農地、農業に精通している。
〔主な経歴〕 昭和 44 年 4 月 就農 平成 18 年 9 月 四万十町農業委員 平成 18 年 9 月 認定農業者	

同意第 14 号

氏 名	竹内 純 (たけうち すなお)
住 所	四万十町大正 [REDACTED]
生 年 月 日	[REDACTED] (69 歳)
任 命 理 由	長年農業に従事し、平成 8 年から農業委員を務めている。 四万十町の農地、農業に精通しており、農家の相談等を受け遊休農地の解消にも取り組んでいる。
〔主な経歴〕 昭和 44 年 4 月 就農 平成 8 年 7 月 大正町農業委員 平成 18 年 3 月 四万十町農業委員 大正地区区長会理事 大正中部農地保全会役員 轟崎、つづら川地区中山間直接支払制度集落代表	

同意第 15 号

氏 名	山本 道雄 (やまもと みちお)
住 所	四万十町平野
生 年 月 日	(63 歳)
任 命 理 由	葉タバコ、水稻を中心に耕作している認定農業者である。農事組合法人の役員として集落の農地を守っている。 平成 21 年から農業委員を務め、四万十町の農地、農業に精通している。
〔主な経歴〕 平成 16 年 1 月 就農 平成 19 年 7 月 認定農業者 平成 21 年 9 月 四万十町農業委員	

同意第 16 号

氏 名	竹村 加壽子 (たけむら かずこ)
住 所	四万十町昭和
生 年 月 日	(73 歳)
任 命 理 由	農業に深い興味があり、自営業の傍ら家庭菜園に熱心に取り組んでいる。農家の友人も多く女性委員としての活躍が期待される。農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない中立委員となる。
〔主な経歴〕 昭和 56 年 喫茶店経営	

同意第 17 号

氏 名	下元 誠一郎 (しももと せいいちろう)
住 所	四万十町市生原
生 年 月 日	(70 歳)
任 命 理 由	地域農業の担い手として中山間農業について豊富な経験を有しており、夏秋ピーマン、生姜、水稻などを耕作している認定農業者である。JA 高知県四万十エコ栽培米生産部会に所属し、環境保全型農業に取り組んでいる。
〔主な経歴〕 昭和 45 年 5 月 就農 平成 19 年 3 月 認定農業者 平成 21 年 JA 四万十夏秋ピーマン部 部会長 平成 27 年 9 月 四万十町農業委員	

同意第 18 号

氏 名	宮脇 眞弓 (みやわき まゆみ)
住 所	四万十町上宮
生 年 月 日	(66 歳)
任 命 理 由	長年農業に携わり農業に対する熱意も強く、地域活動においてもとても協力的である。JA の役職も歴任し経験豊富である。高知県農村女性リーダーにも認定されている。
〔主な経歴〕 昭和 54 年 6 月 就農 平成 2 年 6 月 高知県農村女性リーダー認定 平成 16 年 JA 高知はた女性部長 JA 高知はた経営管理委員 平成 18 年 4 月 JA 高知女性組織協議会会長 平成 30 年 9 月 四万十町農業委員	

同意第 19 号

氏 名	濱田 誠 (はまだ まこと)
住 所	四万十町中村 [REDACTED]
生 年 月 日	[REDACTED] (51 歳)
任 命 理 由	ニラのハウス栽培に取り組んでいる認定農業者である。 若手リーダーとして地域の現状把握や課題解決に取り組んでいる。地域活動も中心となっていて行っている。
〔主な経歴〕 平成 19 年 1 月 就農 平成 24 年 1 月 認定農業者 平成 30 年 9 月 四万十町農業委員 NOSAI 評価員	

同意第 20 号

氏 名	太田 祥一 (おおた しょういち)
住 所	四万十町藤ノ川 [REDACTED]
生 年 月 日	[REDACTED] (60 歳)
任 命 理 由	長年農業に従事し、水耕セリの栽培に取り組んでいる認定農業者である。 平成 15 年から農業委員を務め、現在は会長職務代理であり、四万十町の農地、農業に精通している。
〔主な経歴〕 昭和 56 年 4 月 就農 平成 11 年 12 月 認定農業者 平成 15 年 4 月 窪川町農業委員 平成 18 年 3 月 四万十町農業委員 平成 18 年 7 月 JA 四万十イチゴ部会 部会長 平成 28 年 9 月 JA 四万十水耕セリ部会 部会長 平成 30 年 9 月 四万十町農業委員会会長職務代理	

同意第 21 号

氏 名	宮崎 恵美子 (みやざき えみこ)
住 所	四万十町六反地
生 年 月 日	(67 歳)
任 命 理 由	長年夫と共に酪農業に従事し、水稻、野菜も耕作している。 地域活動にも積極的に参加しており、地域を盛り立てている。
〔主な経歴〕 昭和 54 年 就農 平成 26 年 高南酪農理事 平成 27 年 9 月 四万十町農業委員	

同意第 22 号

氏 名	吉良 榮 (きら さかえ)
住 所	四万十町古城
生 年 月 日	(66 歳)
任 命 理 由	退職後に就農し、水稻、シイタケを中心とした複合経営を行っており、有害鳥獣被害対策にも取り組んでいる。地域内の行事等にも積極的に参加しており、今後高齢化による離農者が増えると思われる同地域において、担い手として期待されている。
〔主な経歴〕 平成 20 年 4 月 就農 平成 24 年 6 月 JA 高知はた運営委員 平成 27 年 9 月 四万十町農業委員	

同意第 23 号

氏 名	東出 一茂 (ひがしで かずしげ)
住 所	四万十町興津 [REDACTED]
生 年 月 日	[REDACTED] (62 歳)
任 命 理 由	ハウスミョウガを主とした農業経営に取り組んでいる認定農業者である。 平成 30 年から農地利用最適化推進委員を務め、地域の状況も把握し積極的に活動を行っている。
〔主な経歴〕 平成 9 年 9 月 就農 平成 12 年 6 月 認定農業者 平成 20 年 9 月 JA 四万十興津園芸部部長 平成 21 年 5 月 JA 四万十生産組織代表者会会長 平成 30 年 9 月 四万十町農地利用最適化推進委員	

同意第 24 号

氏 名	中原 英昭 (なかはら ひであき)
住 所	四万十町大正北ノ川 [REDACTED]
生 年 月 日	[REDACTED] (50 歳)
任 命 理 由	スプレー菊の栽培に取り組んでいる認定農業者である。 平成 18 年から農業委員を務め、新規就農者へのサポートに力を入れている。
〔主な経歴〕 平成 14 年 4 月 就農 平成 18 年 9 月 四万十町農業委員 平成 19 年 7 月 認定農業者	

同意第 25 号

氏 名	廣井 栄治 (ひろい えいじ)
住 所	四万十町中神ノ川 [REDACTED]
生 年 月 日	[REDACTED] (61 歳)
任 命 理 由	長年農業に従事し、水稻、青ネギを耕作している認定農業者である。地域の様々な団体の代表としても活躍しており、代表を務める法人で耕作できなくなった農地を管理するなど、地域の農地を守っている。
〔主な経歴〕 平成 12 年 就農 平成 24 年 9 月 四万十町農業委員 平成 27 年 7 月 認定農業者 農事組合法人神ノ川水源 代表理事 口神校区農地保全会 代表 中山間地域直接支払制度基準検討会 会長	

【根拠法令】

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）抜粋

（委員の任命）

第 8 条 委員は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから、市町村長が、議会の同意を得て、任命する。

2 委員の定数は、農業委員会の区域内の農業者の数、農地面積その他の事情を考慮して政令で定める基準に従い、条例で定める。

3 略

4 次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることができない。

（1）破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

（2）禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

5 市町村長は、第 1 項の規定による委員の任命に当たっては、次の各号に掲げる者が委員の過半数を占めるようにしなければならない。ただし、その区域内における認定農業者（農業経営基盤強化促進法第 13 条第 1 項に規定する認定農業者をいう。以下同じ。）が少ない場合その他の農林水産省令で定める場合は、この限りでない。

（1）認定農業者である個人

（2）認定農業者である法人の業務を執行する役員又は農林水産省令で定める使用人

6 前項に定めるもののほか、市町村長は、第 1 項の規定による委員の任命に当たっては、農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者が含まれるようにしなければならない。

7 市町村長は、第 1 項の規定による委員の任命に当たっては、委員の年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮しなければならない。

（委員の任期）

第 10 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、その任期満了後も後任の委員が就任するまでは、なおその職務を行う。

3 委員は、再任されることができる。

四万十町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例（平成 29 年四万十町条例第 22 号）抜粋

（委員の定数）

第 2 条 委員の定数は、19 人とする。

■議案第77号 塵芥収集車の売買契約の締結について

【要旨】

本町における一般廃棄物の収集運搬業務は、NPO法人四万十町環境・雇用創出協会に業務を委託し、塵芥収集車両については町からの貸与方式としています。

現在、塵芥収集車両はパッカー車6台とダンプ7台の計13台を貸与しており、これらの車両については、計画的に更新整備することとしています。

今回更新する車両は、平成19年10月に初度登録された走行距離約37万kmの車両で、ハイブリット機能の故障による馬力の低下により業務に支障を来していること、また、老朽化により多額の修繕費を要していることから更新するものです。

本議案は、指名競争による入札の結果、落札した下記事業者と売買契約を締結するため、四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年条例第47号）第3条の規定により議会の議決を求めるものです。

【売買契約締結内容】

契 約 件 名	令和3年度 四万十町塵芥収集車購入事業
契 約 金 額	5,973,000 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 543,000 円)
契約の相手方	高知市南ノ丸町23番地 いすゞ自動車中国四国株式会社四国支社高知支店 支店長 前田 修一
納 入 場 所	四万十町 秋丸 地内
納 期	議決日の翌日から令和4年3月18日まで
購 入 物 品	塵芥収集車 1台 最大積載量：2,000 kg 車両総重量：6,000 kg 荷箱容量：5.1 m ³

【根拠法令】

四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（抜粋）

（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）

第3条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格700万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

入 札 記 録			
事 業 名	令和3年度 四万十町塵芥収集車購入事業		
入 札 区 分	指名競争入札		
入 札 日 時	令和3年 5月13日 午後4時00分		
入 札 場 所	四万十町役場 西庁舎3階 会議室3A		
予 定 価 格①	7,480,000 円	最低制限価格	円
落札決定金額②	5,973,000 円	落札率	②/①= 79.85%
契 約 金 額	5,973,000 円	内取引に係る消費税及び地方消費税額	543,000 円
請 負 者 名	高知市南ノ丸町23 いすゞ自動車中国四国株式会社 四国支社 高知支店		
契 約 保 証 金			
業 者 名	第 1 回		備 考
いすゞ自動車中国四国(株) 四国支社高知支店	5,973,000 円	落	
高知トヨタ自動車(株)	7,326,000 円		
高知日野自動車(株)	6,028,000 円		
高知日産プリンス販売(株)	入札辞退 円		
備 考	金額は全て消費税及び地方消費税額を含んだものです。		

■議案第78号 マイクロバスの売買契約の締結について

【要旨】

十和地域振興局で使用している1台のマイクロバスについては、平成8年5月の初度登録から25年が経過し、走行距離も約40万kmとなっていることから、更新することとしています。

本議案は、指名競争入札により落札した下記事業者と売買契約を締結するため、四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年条例第47号）第3条の規定により議会の議決を求めるものです。

【売買契約締結内容】

契 約 件 名	令和3年度 四万十町十和地域振興局マイクロバス購入事業
契 約 金 額	7,243,720 円 （うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 658,520 円）
契約の相手方	四万十町十和川口 441 番地 3 有限会社十和建设 代表取締役 松下 充宏
納 入 場 所	四万十町十和地域内
購 入 備 品	マイクロバス 1 台（ロングボディ 29 人乗りバス） ■排気量／4,009 L ディーゼル ■駆動／2WD ■装備／スライドドア、ナビゲーション（バックモニター付）、 ETCユニット、ドライブレコーダー等

【根拠法令】

四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（抜粋）

（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格700万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

入 札 記 録			
事 業 名	令和3年度 四万十町十和地域振興局マイクロバス購入事業		
入 札 区 分	指名競争入札		
入 札 日 時	令和3年5月20日 午前11時30分		
入 札 場 所	四万十町役場 西庁舎3階 会議室3A		
予 定 価 格①	8,256,600 円	最低制限価格	円
落札決定金額②	7,243,720 円	落札率	②/①= 87.73%
契 約 金 額	7,243,720 円	内取引に係る消費税及び地方消費税額	658,520 円
請 負 者 名	四万十町十和川口441番地3 (有)十和建設		
契 約 保 証 金			
業 者 名	第 1 回		備 考
いすゞ自動車中国四国(株) 四国支社高知支店	入札辞退 円		
高知トヨタ自動車(株)	7,755,000 円		
高知日野自動車(株)	7,392,759 円		
武政自動車	入札辞退 円		
(有)十和建設	7,243,720 円	落	
備 考	金額は全て消費税及び地方消費税額を含んだものです。		

■議案第79号 町道路線の認定について

【要旨】

町道路線を認定することについて、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものです。

〔金上野ヤケソ線〕

町道金上野見付線から分岐した路線であり、住家4戸が存在し、生活道として利用されているため、町道に認定するもの。（認定基準第8号該当）

路線概要

整理番号	710	延長
路線名	金上野ヤケソ線	
起点地番	金上野字ヤケソ 692 番 5	76m
終点地番	金上野字ヤケソ 721 番 4	



【根拠法令】

道路法（抜粋）

（市町村道の意義及びその路線の認定）

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

四万十町町道の認定基準に関する規程（平成18年四万十町告示第47号）抜粋

（認定基準）

第2条 前条の認定に当たっては、次に掲げる基準によるものとする。

- (1) 公共施設への連絡路であるもの
- (2) 港、駅等への連絡路であるもの
- (3) 隣接市町村への連絡路であって重要であるもの
- (4) 3戸以上の集落への連絡路であって生活道として重要であるもの
- (5) 人家密集地帯の連絡路であって生活道として重要であるもの
- (6) 国道及び県道との連絡上重要であるもの
- (7) 町道間の連絡上重要であるもの
- (8) 3戸以上の住宅が接しているもの
- (9) 前各号に掲げるもののほか、行政上特に認定の必要があるもの

■議案第80号 四万十町手数料条例の一部を改正する条例について

【要旨】

令和3年5月19日に公布されたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）が改正（本則に係る改正規定は令和3年9月1日施行）されました。

この改正により、個人番号カードの発行が地方公共団体情報システム機構（以下「機構」といいます。）の業務として定められ、機構は総務大臣の許可を得て手数料の額を定め、その徴収事務を住所地市町村長に委託できることが規定されましたので、現在、市町村で徴収している個人番号カードの再発行手数料については、令和3年9月1日以後、機構からの委託による徴収に位置付けが変わるため、条例を改正するものです。

【改正内容】

条例別表中、個人番号カードの再交付手数料の規定を削除します。

【施行期日】

令和3年9月1日

【新旧対照表】

別紙のとおり

【根拠法令】

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（抜粋）

第55条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律（平成25年法律第27号）の一部を次のように改正する。

（略）

第3章中第17条の前に次の1条を加える。

（個人番号カードの発行等）

第16条の2 機構は、政令で定めるところにより、住民基本台帳に記録されている者の申請に基づき、その者に係る個人番号カードを発行するものとする。

2 機構は、個人番号カードに関して、個人番号カードの作成並びに個人番号カードの作成及び運用に関する状況の管理その他総務省令で定める事務を行うものとする。

（略）

第3章中第18条の次に次の1条を加える。

（個人番号カードの発行に関する手数料）

第18条の2 機構は、第16条の2第1項の規定による個人番号カードの発行に係る事務に関し、機構が定める額の手数料を徴収することができる。

2 機構は、前項に規定する手数料の額を定め、又はこれを変更しようとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。

3 機構は、第1項の手数料の徴収の事務を住所地市町村長に委託することができる。

（略）

四万十町手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後		改正前	
(手数料を徴収する事務及び金額)		(手数料を徴収する事務及び金額)	
第2条 手数料を徴収する事務及び金額は、別表のとおりとする。		第2条 手数料を徴収する事務及び金額は、別表のとおりとする。	
別表 (第2条関係)		別表 (第2条関係)	
区分	事務	単位	金額
住民基本台帳	住民票写し (広域交付を含む。)	1 通につき	200円
	又は住民票に記載をした事項の証明書の交付		
	除票の写し又は除票に記載をした事項の証明書の交付	1 通につき	200円
	戸籍の附票の写しの交付	1 通につき	200円
	戸籍の附票の除票の写しの交付	1 通につき	200円
	住民基本台帳の閲覧	閲覧人1人につき	200円
(略)	<u>個人番号カードの再交付</u>		<u>1枚につき</u> <u>800円</u>
(略)		(略)	

■議案第81号 四万十町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

【要旨】

令和3年5月19日に公布されたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）が改正（本則に係る改正規定は令和3年9月1日施行）されました。この改正により、転職時等において使用者間での特定個人情報の提供を可能とする同法第19条第4号が追加されたことに伴い、改正前の同号以降の号を引用する規定の改正が必要となりました。

また、四万十町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例は、平成28年1月からのマイナンバー制度の本格運用に向けて、本町の独自利用事務の範囲等を定めるため、当時において利用が想定される事務を選定し制定したのですが、その事務のうち「四万十町ふるさと住宅条例による住宅の管理に関する事務」については、同条例制定後に行われた個人情報保護委員会の審査の過程で、四万十町ふるさと住宅条例は、低額所得者を対象としたものではなく、また、地方税関係の利用が明示的に確認できる規定がないことから、公営住宅法に基づく事務に準ずるものとは認められないと判断されたため、独自利用は行っていません。

これらの理由により、所要の規定を整備するため、条例を改正するものです。

【改正内容】

- ① 法律の引用条項を改めます。
- ② 四万十町ふるさと住宅条例による住宅の管理に関する事務を削除します。
- ③ 例規番号の表記方法の統一と字句の修正を行います。

【施行期日】

令和3年9月1日

【新旧対照表】

別紙のとおり

【根拠法令】

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（抜粋）

第55条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律（平成25年法律第27号）の一部を次のように改正する。

（略）

第19条第2号中「第11号」を「第12号」に改め、同条中第16号を第17号とし、第4号から第15号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

（4）一の使用者等（使用者、法人又は国若しくは地方公共団体をいう。以下この号において同じ。）における従業者等（従業者、法人の業務を執行する役員又は国若しくは地方公共団体の公務員をいう。以下この号において同じ。）であった者が他の使用者等における従業者等になった場合において、当該従業者等の同意を得て、当該一の使用者等が当該他の使用者等に対し、その個人番号関係事務を処理するために必要な限度で当該従業者等の個人番号を含む特定個人情報を提供するとき。

（略）

四万十町個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例 新旧対照表

改正後		改正前	
(趣旨) 第1条 この条例は、<u>行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律</u>（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用及び<u>法第19条第11号</u>に基づき特定個人情報情報の提供に關し必要な事項を定めるものとする。 (特定個人情報情報の提供) 第5条 <u>法第19条第11号</u>の条例で定める特定個人情報情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる情報提供機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる情報提供機関が当該特定個人情報情報を提供するときとする。 2 (略)		(趣旨) 第1条 この条例は、<u>行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律</u>（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用及び<u>法第19条第10号</u>に基づき特定個人情報情報の提供に關し必要な事項を定めるものとする。 (特定個人情報情報の提供) 第5条 <u>法第19条第10号</u>の条例で定める特定個人情報情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる情報提供機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる情報提供機関が当該特定個人情報情報を提供するときとする。 2 (略)	
別表第1 (第4条関係)		別表第1 (第4条関係)	
執行機関	事務	執行機関	事務
町長	四万十町福祉医療費助成に関する条例 (<u>平成18年四万十町条例第61号</u>) による乳幼児等の医療費の助成に関する事務	町長	四万十町福祉医療費助成に関する条例 (<u>平成18年条例第61号</u>) による乳幼児等の医療費の助成に関する事務
	四万十町福祉医療費助成に関する条例による重度心身障害者の医療費の助成に関する事務		四万十町福祉医療費助成に関する条例 (<u>平成18年条例第61号</u>) による重度心身障害者の医療費の助成に関する事務
	四万十町ひとり親家庭医療費助成に関する条例 (<u>平成18年四万十町条例第68号</u>) によるひとり親家庭の医療費の助成に関する事務		四万十町ひとり親家庭医療費助成に関する条例 (<u>平成18年条例第68号</u>) によるひとり親家庭の医療費の助成に関する事務

改正後		改正前	
	(削除)		<u>四万十町ふるさと住宅条例（平成18年第149号）による住宅の管理に関する事務</u>
教育委員会	四万十町奨学金貸付条例（ <u>平成18年四万十町条例第51号</u> ）による奨学金の貸付けに関する事務	教育委員会	四万十町奨学金貸付条例（ <u>平成18年条例第51号</u> ）による奨学金の貸付けに関する事務
	四万十町特別支援学級就学奨励費支給要綱（ <u>平成18年四万十町教育長告示第4号</u> ）による奨励費の支給に関する事務		四万十町特別支援学級就学奨励費支給要綱（ <u>平成18年教育長告示第4号</u> ）による奨励費の支給に関する事務
	四万十町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱（ <u>平成18年四万十町教育長告示第3号</u> ）による援助費の支給に関する事務		四万十町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱（ <u>平成18年教育長告示第3号</u> ）による援助費の支給に関する事務
別表第2（第4条関係）		別表第2（第4条関係）	
執行機関	事務	執行機関	事務
町長	(略)	町長	(略)
	四万十町福祉医療費助成に関する条例による <u>重度心身障害者</u> の医療費の助成に関する事務		四万十町福祉医療費助成に関する条例による <u>重度心身障害者</u> の医療費の助成に関する事務
	(略)		(略)
(削除)	(略)		<u>四万十町ふるさと住宅条例による住宅の管理に関する事務</u>
			<u>四万十町ふるさと住宅条例による住宅の管理に関する事務</u>
(略)		(略)	

改正後					改正前				
別表第3（第5条関係）					別表第3（第5条関係）				
機関 教育委員会	事務	四万十町特定教育・保育施設使用料徴収規則（平成27年四万十町規則第15号）による保育料の決定に関する事務	情報提供機関	特定個人情報	機関 教育委員会	事務	四万十町特定教育・保育施設使用料徴収規則（平成27年規則第15号）による保育料の決定に関する事務	情報提供機関	特定個人情報
		町長		地方税関係情報 住民票関係情報			町長		地方税関係情報 住民票関係情報
		町長		地方税関係情報 住民票関係情報			町長		地方税関係情報 住民票関係情報
(略)					(略)				

■議案第82号 四万十町集会所等条例の一部を改正する条例について

【要旨】

この条例は、四万十町川奥集会所、四万十町小野川集会所及び四万十町志和地区生活改善センターについて、四万十町集会所等条例から削除するものです。

【経緯】

平成6年度に林業構造改善事業補助金を活用して設置した四万十町川奥集会所及び四万十町小野川集会所については、法定耐用年数が経過したことにより補助金上の財産処分制限を受けなくなったことなどから、川奥地区及び小野川地区の住民と協議し、それぞれの地区に譲渡することとしています。また、四万十町志和地区生活改善センターについては、平成27年度に設置した四万十町志和コミュニティセンターに、その機能が移管されましたので、これらの3施設を条例から削除します。

【施設概要】

施設名	構造等	建築日
四万十町志和地区生活改善センター	鉄筋コンクリート造2階建 延べ200.00 m ²	昭和56年2月28日
四万十町川奥集会所	木造平屋建 95.23 m ²	平成6年5月31日
四万十町小野川集会所	木造平屋建 116.60 m ²	平成6年9月20日

【改正内容】

別表第1及び別表第2の規定から、四万十町川奥集会所、四万十町小野川集会所及び四万十町志和地区生活改善センターの規定を削除します。

【施行期日】

公布の日

【新旧対照表】

別紙のとおり

四万十町集会所等条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後					改正前				
別表第1（第2条、第7条関係）					別表第1（第2条、第7条関係）				
名称	位置	利用時間	所管課		名称	位置	利用時間	所管課	
四万十町興津地区多目的集会所	四万十町興津1408番地1	午前8時30分から午後10時まで	農林水産課		<u>四万十町志和地区生活改善センター</u>	<u>四万十町志和528番地</u>	<u>午前8時30分から午後10時まで</u>	<u>農林水産課</u>	
四万十町興津中央集会所	四万十町興津2092番地5	午前8時30分から午後10時まで	町民課		四万十町興津多目的集会所	四万十町興津1408番地1	午前8時30分から午後10時まで	農林水産課	
四万十町秋丸集会所	四万十町秋丸373番地1	午前8時30分から午後10時まで	企画課		四万十町興津中央集会所	四万十町興津2092番地5	午前8時30分から午後10時まで	町民課	
四万十町野地集会所	四万十町野地346番地イ	午前8時30分から午後10時まで	企画課		四万十町秋丸集会所	四万十町秋丸373番地1	午前8時30分から午後10時まで	企画課	
四万十町七里集会所	四万十町七里甲248番地7	午前8時30分から午後10時まで	農林水産課		四万十町野地集会所	四万十町野地346番地イ	午前8時30分から午後10時まで	企画課	
四万十町大正北ノ川多目的集会所	四万十町大正北ノ川363番地5	午前8時30分から午後10時まで	大正地域振興局地域振興課		四万十町七里集会所	四万十町七里甲248番地7	午前8時30分から午後10時まで	農林水産課	
(略)					<u>四万十町川奥集会所</u>	<u>四万十町米奥1073番地</u>	<u>午前8時30分から午後10時まで</u>	<u>農林水産課</u>	
					<u>四万十町小野川集会所</u>	<u>四万十町七里甲1238番地1</u>	<u>午前8時30分から午後10時まで</u>	<u>農林水産課</u>	
					四万十町大正北ノ川多目的集会所	四万十町大正北ノ川363番地5	午前8時30分から午後10時まで	大正地域振興局地域振興課	
					(略)				

改正後	改正前																																						
別表第2（第12条関係）	別表第2（第12条関係）																																						
1 四万十町興津地区多目的集会所 (略) 2 四万十町秋丸集会所 (略) 3 四万十町野地集会施設 (略) 4 四万十町七里集会所 (略) 5 四万十町大正北ノ川多目的集会所 (略)	1 四万十町志和地区生活改善センター <table><tr><th>利用場所</th><th>利用料金</th><th>1日</th><th>半日（4時間まで）</th><th>付属品利用</th></tr><tr><td>1階</td><td></td><td>4,770円</td><td>2,860円</td><td>960円</td></tr><tr><td>2階</td><td></td><td>4,770円</td><td>2,860円</td><td>960円</td></tr><tr><td>全館</td><td></td><td>9,530円</td><td>4,770円</td><td>960円</td></tr></table> 2 四万十町興津地区多目的集会所 (略) 3 四万十町秋丸集会所 (略) 4 四万十町野地集会施設 (略) 5 四万十町七里集会所 (略) 6 四万十町川奥集会所 <table><tr><th>利用区分</th><th>利用料金</th><th>金額</th></tr><tr><td>普通利用</td><td></td><td>4,770円</td></tr><tr><td>特別利用</td><td></td><td>9,530円</td></tr></table> 7 四万十町小野川集会所 <table><tr><th>利用区分</th><th>利用料金</th><th>金額</th></tr><tr><td>普通利用</td><td></td><td>2,860円</td></tr><tr><td>特別利用</td><td></td><td>11,430円</td></tr></table> 8 四万十町大正北ノ川多目的集会所 (略)	利用場所	利用料金	1日	半日（4時間まで）	付属品利用	1階		4,770円	2,860円	960円	2階		4,770円	2,860円	960円	全館		9,530円	4,770円	960円	利用区分	利用料金	金額	普通利用		4,770円	特別利用		9,530円	利用区分	利用料金	金額	普通利用		2,860円	特別利用		11,430円
利用場所	利用料金	1日	半日（4時間まで）	付属品利用																																			
1階		4,770円	2,860円	960円																																			
2階		4,770円	2,860円	960円																																			
全館		9,530円	4,770円	960円																																			
利用区分	利用料金	金額																																					
普通利用		4,770円																																					
特別利用		9,530円																																					
利用区分	利用料金	金額																																					
普通利用		2,860円																																					
特別利用		11,430円																																					

改正後	改正前
<u>6</u> 四万十町江師生活改善センター (略) <u>7</u> 四万十町小野農業構造改善センター (略) <u>8</u> 四万十町十和東部地区交流センター (略) <u>9</u> 四万十町十和川口集会所 (略) <u>10</u> 四万十町昭和基幹集落センター (略) <u>11</u> その他の集会所 (略)	<u>9</u> 四万十町江師生活改善センター (略) <u>10</u> 四万十町小野農業構造改善センター (略) <u>11</u> 四万十町十和東部地区交流センター (略) <u>12</u> 四万十町十和川口集会所 (略) <u>13</u> 四万十町昭和基幹集落センター (略) <u>14</u> その他の集会所 (略)

■議案第83号 四万十町お試し滞在施設条例の一部を改正する条例について

【要旨】

この条例は、本町への更なる移住促進のため、本年度に大正地区及び小野地区に整備する2施設について、四万十町お試し滞在施設条例に追加するものです。

【改正内容】

- ① 「大正お試し滞在住宅」及び「小野お試し滞在住宅」を追加し、使用期間は「1月以上6月以内」と、使用料は「月額20,000円」と定めます。(第2条、第5条)
なお、今回追加する施設については、長期利用のニーズに対応するため、使用期間を最大6か月としています。
- ② 字句の修正を行います。

【施行期日】

令和3年7月1日

【新旧対照表】

別紙のとおり

【お試し滞在施設の概要】

名称	構造	延べ床面積	建築年度 (改修年度)
古市町お試し滞在住宅	鉄筋コンクリート 2階建	48.40 m ²	昭和58年度 (平成28年度)
大正中津川お試し滞在住宅	木造平屋建	38.00 m ²	昭和30年度 (平成23年度)
広井お試し滞在住宅	木造2階建	50.00 m ²	昭和51年度 (平成23年度)
大正お試し滞在住宅	木造平屋建	52.17 m ²	令和3年度
小野お試し滞在住宅	木造平屋建	52.17 m ²	令和3年度

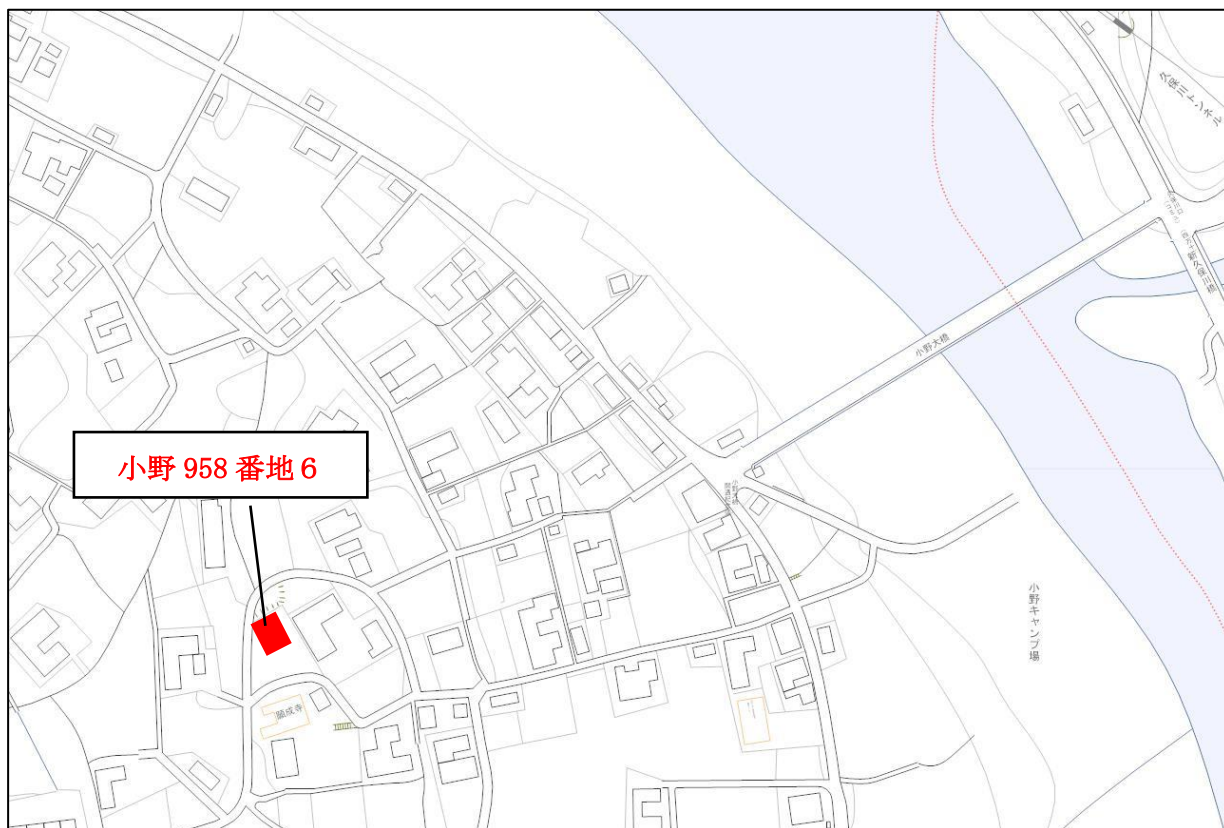
【今回追加する施設の位置図及び平面図】

①位置図

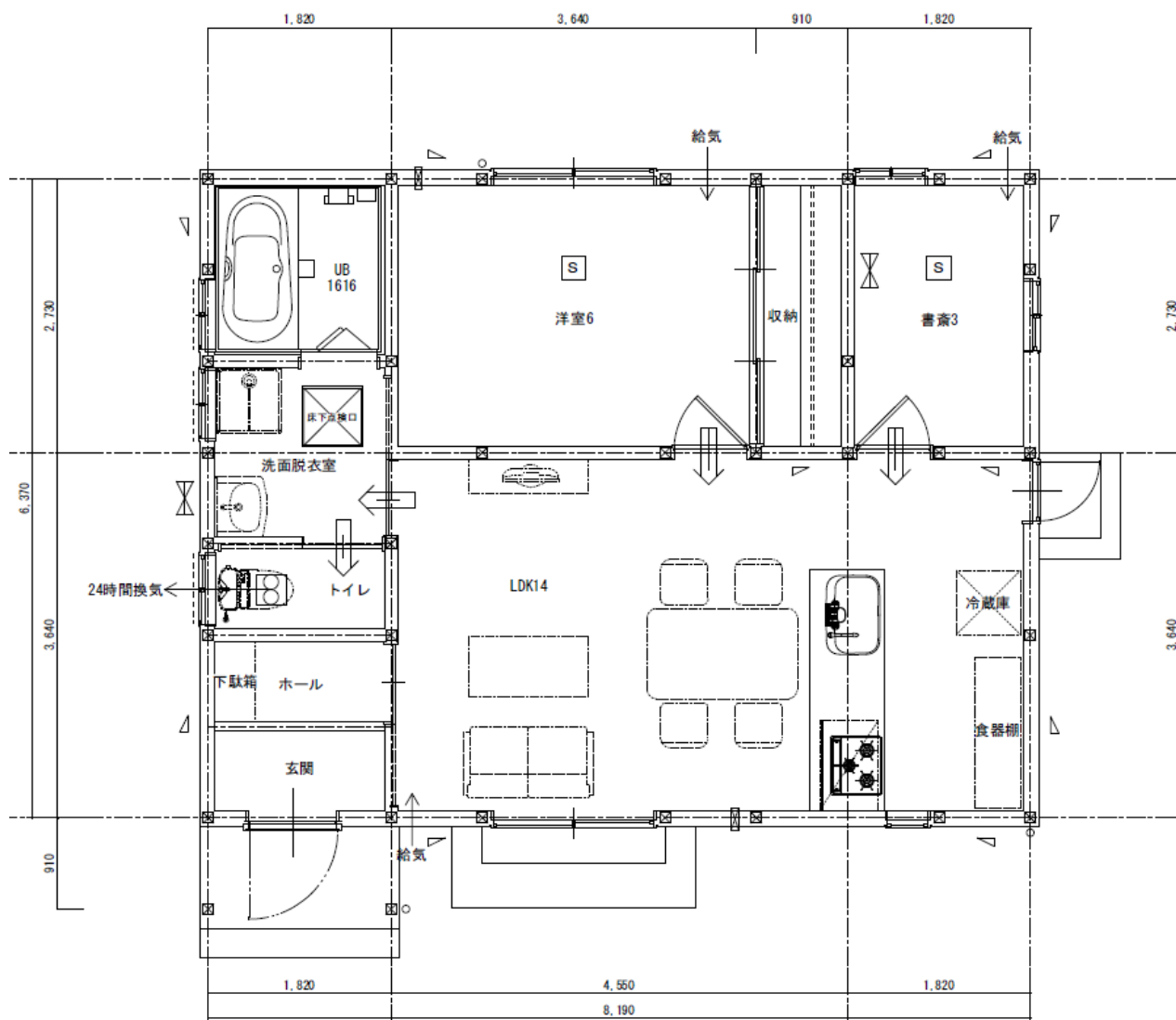
(大正お試し滞在住宅)



(小野お試し滞在住宅)



②平面図（2棟とも同一設計）



四万十町お試し滞在施設条例 新旧対照表

改正後	改正前																				
(名称及び位置) 第2条 施設の名称及び位置は、次の表のとおりとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>古市町お試し滞在住宅</td><td>四万十町古市町22番1 古市町移住支援住宅2号棟内4号室</td></tr> <tr> <td>大正お試し滞在住宅</td><td>四万十町大正482番地1</td></tr> <tr> <td>大正中津川お試し滞在住宅</td><td>四万十町大正中津川265番地1</td></tr> <tr> <td>小野お試し滞在住宅</td><td>四万十町小野958番地6</td></tr> <tr> <td>広井お試し滞在住宅</td><td>四万十町広瀬582番地6</td></tr> </tbody> </table> (利用者)の条件) 第4条 施設の<u>利用者</u>は、次に掲げる条件を満たす者でなければならぬ。 (1) 将来的に本町への移住を希望していること。ただし、転勤又は婚姻により転入する場合は除く。 (2) <u>利用期間中</u>、円滑かつ積極的に周辺の地域住民との交流をもつこと。 (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。	名称	位置	古市町お試し滞在住宅	四万十町古市町22番1 古市町移住支援住宅2号棟内4号室	大正お試し滞在住宅	四万十町大正482番地1	大正中津川お試し滞在住宅	四万十町大正中津川265番地1	小野お試し滞在住宅	四万十町小野958番地6	広井お試し滞在住宅	四万十町広瀬582番地6	(名称及び位置) 第2条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>広井お試し滞在住宅</td><td>四万十町広瀬582番地6</td></tr> <tr> <td>大正中津川お試し滞在住宅</td><td>四万十町大正中津川265番地1</td></tr> <tr> <td>古市町お試し滞在住宅</td><td>四万十町古市町22番1 古市町移住支援住宅2号棟内4号室</td></tr> </tbody> </table> (入居者)の条件) 第4条 施設の<u>入居者</u>は、次に掲げる条件を満たす者でなければならぬ。 (1) 将来的に本町への移住を希望していること。ただし、転勤又は婚姻により転入する場合は除く。 (2) <u>入居期間中</u>、円滑かつ積極的に周辺の地域住民との交流をもつこと。 (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。	名称	位置	広井お試し滞在住宅	四万十町広瀬582番地6	大正中津川お試し滞在住宅	四万十町大正中津川265番地1	古市町お試し滞在住宅	四万十町古市町22番1 古市町移住支援住宅2号棟内4号室
名称	位置																				
古市町お試し滞在住宅	四万十町古市町22番1 古市町移住支援住宅2号棟内4号室																				
大正お試し滞在住宅	四万十町大正482番地1																				
大正中津川お試し滞在住宅	四万十町大正中津川265番地1																				
小野お試し滞在住宅	四万十町小野958番地6																				
広井お試し滞在住宅	四万十町広瀬582番地6																				
名称	位置																				
広井お試し滞在住宅	四万十町広瀬582番地6																				
大正中津川お試し滞在住宅	四万十町大正中津川265番地1																				
古市町お試し滞在住宅	四万十町古市町22番1 古市町移住支援住宅2号棟内4号室																				

改正後	改正前														
<u>(使用期間及び使用料)</u> 第5条 施設の使用期間及び使用料は、次の表に掲げる施設の区分に応じそれぞれに定める期間及び額とする。 <table><tr><th>施設の区分</th><th>使用期間</th><th>使用料</th></tr><tr><td>古市町お試し滞在住宅</td><td rowspan="2">1月以上3月以内</td><td rowspan="2">月額10,000円</td></tr><tr><td>大正中津川お試し滞在住宅</td></tr><tr><td>広井お試し滞在住宅</td><td rowspan="2">1月以上6月以内</td><td rowspan="2">月額20,000円</td></tr><tr><td>大正お試し滞在住宅</td></tr><tr><td>小野お試し滞在住宅</td><td></td><td></td></tr></table>	施設の区分	使用期間	使用料	古市町お試し滞在住宅	1月以上3月以内	月額10,000円	大正中津川お試し滞在住宅	広井お試し滞在住宅	1月以上6月以内	月額20,000円	大正お試し滞在住宅	小野お試し滞在住宅			<u>(入居期間)</u> 第5条 施設の入居期間は、1月以上3月以内とする。
施設の区分	使用期間	使用料													
古市町お試し滞在住宅	1月以上3月以内	月額10,000円													
大正中津川お試し滞在住宅															
広井お試し滞在住宅	1月以上6月以内	月額20,000円													
大正お試し滞在住宅															
小野お試し滞在住宅															
<u>(使用申請及び決定)</u> 第6条 施設を使用しようとする者は、あらかじめ電話等による仮申請を行い、<u>使用予定日</u>の10日前までに町長に申請しなければならない。 2 町長は、前項の<u>使用の申請</u>をした者の申請内容を審査して<u>使用許可</u>を決定し、その旨を当該<u>申請者</u>に通知するものとする。 (委任) 第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。	<u>(家賃)</u> 第6条 施設の入居者は、次に掲げる家賃を前納しなければならない。 <table><tr><th>入居期間</th><th>家賃</th></tr><tr><td>1月</td><td>10,000円</td></tr></table> <u>(入居申請及び決定)</u> 第7条 施設に<u>入居</u>しようとする者は、あらかじめ電話等による仮申請を行い、<u>入居予定日</u>の10日前までに町長に申請しなければならない。 2 町長は、前項の<u>入居の申請</u>をした者の申請内容を審査のうえ<u>入居許可</u>を決定し、その旨を当該<u>入居者</u>に通知するものとする。 (委任) 第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。	入居期間	家賃	1月	10,000円										
入居期間	家賃														
1月	10,000円														

■議案第84号 四万十町家地川地域活性化拠点施設に係る指定管理者の指定について

【要旨】

令和3年7月1日に開所する家地川地域活性化拠点施設について、令和3年7月1日から指定管理者による管理を実施することとし、四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成18年四万十町条例第52号)第5条の規定により、指定管理者の候補者として「四万十オルモ組合」を選定しましたので、同候補者を指定管理者に指定するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。

【指定管理の概要】

施設名称等	四万十町家地川689番地3 家地川地域活性化拠点施設
指定管理者	四万十町野地■■■■■ 四万十オルモ組合 会長 山田 隆俊
指定期間	令和3年7月1日から令和6年3月31日まで

【公募によらない理由及び指定管理者の候補選定理由】

家地川地域活性化拠点施設は、平成23年に閉校となった旧家地川小学校を活用し、地域住民と都市住民との交流を促進し、持続的な地域の発展に寄与することを目的に設置した施設です。

指定管理者候補の「四万十オルモ組合」は、閉校を機に地域住民によって組織された団体であり、これまで、校舎活用に関する検討会やワークショップを重ねるとともに、地域イベントの開催や学生との交流事業なども実施しており、野地・家地川地域の活性化に向けて精力的に取り組んでいることから、5月26日に開催した四万十町指定管理者選定委員会において、当該施設の設置目的に沿った事業効果を最大限に発揮できるものと判断し、四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により、指定管理者の候補者として選定するものです。

なお、施設2階の簡易宿泊施設の運営に係る業務については、四万十町家地川地域活性化拠点施設条例第5条第2項の規定に基づき、町の直営(業務委託を含む。)とします。

【根拠法令】

地方自治法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 244 条の 2 （略）

2 （略）

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第 244 条の 4 において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 （略）

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 （略）

四万十町家地川地域活性化拠点施設条例（令和 3 年四万十町条例第 1 号）抜粋

（事業）

第 3 条 拠点施設においては、次に掲げる事業を行う。

- （1） 拠点施設の使用に関すること。
- （2） 地域住民と都市住民との交流に係る情報の発信及び提供に関すること。
- （3） 地域住民と都市住民との交流を行うものの支援に関すること。
- （4） 地域コミュニティの維持及び強化に関すること。
- （5） その他持続的な地域の発展に関し町長が必要と認める事業

（指定管理者による管理）

第 4 条 拠点施設の管理は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

（指定管理者が行う業務）

第 5 条 指定管理者は、次に掲げる業務を行う。

- （1） 第 3 条各号に掲げる事業に関する業務
- （2） 拠点施設の使用の許可に関する業務
- （3） 拠点施設の利用料金の収受に関する業務
- （4） 拠点施設の使用の取消し、停止又は制限に関する業務
- （5） 拠点施設の施設、附帯設備その他の設備（以下「施設等」という。）の維持管理に関する業務
- （6） その他拠点施設の管理に関し町長が必要と認める業務

2 前項の規定にかかわらず、簡易宿泊施設の運営に係る業務は、町長が行うものとする。

四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 18 年四万十町条例第 52 号）抜粋

（募集）

第 2 条 町長又は委員会（以下「町長等」という。）は、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示し、指定管理者になろうとする法人その他の団体（以下「団体」という。）を公募するものとする。

- （1） 公の施設の概要
- （2） 申請受付期間（次条において「申請期間」という。）
- （3） 利用料金に関する事項
- （4） 指定管理者を指定して管理を行わせる期間（以下「指定期間」という。）
- （5） 申請の資格
- （6） 選定の基準
- （7） その他町長等が指定する事項

（指定管理者の指定の申請）

第 3 条 前条の規定により指定管理者の指定を受けようとする団体は、規則で定める申請書に次に掲げる書類を添えて、申請期間内に町長等に提出しなければならない。

- （1） 管理を行う公の施設の事業計画書
- （2） 管理に係る収支計画書
- （3） 当該団体の経営状況を説明する書類
- （4） その他町長等が別に定める書類

（選定方法等）

第 4 条 町長等は、前条の規定に基づく申請書等の提出があったときは、次に掲げる選定の基準に照らし、総合的に審査し、最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定するものとする。

- （1） 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。
- （2） 公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。
- （3） 公の施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- （4） 公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。
- （5） その他町長等が別に定める事項

（公募によらない指定管理者の候補者の選定等）

第 5 条 町長等は、公の施設の性格、規模、機能等を考慮し、設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、地域の活力を活用した管理を行うことにより事業効果が期待できると思慮するときは、第 2 条の規定による公募によらず、本町が出資している法人、公共団体又は町内の法人若しくは公共的団体等（次項において「出資団体等」という。）を指定管理者の候補者として選定することができる。

2 前項の規定により選定するときは、町長等は、あらかじめ第 3 条各号に掲げる書類に基づいて、当該出資団体等と協議を行うものとし、前条各号に照らし、総合的に判断を行うものとする。

